議　　題

税務関係部課長会議

１　納税（納入）通知書の点字表示について　（一宮市提出）

【要旨】

質問１　視覚障害のある方に対する納税（納入）通知書の点字表示を実施していますか（以下の１、２からお選びください)。

１．実施している　（→質問２へ）

２．実施していない（→質問３へ）

質問２　次の５点はどのようになっていますか。

①　対象税目等

②　担当課（以下③から⑤の実施担当部署）

③　点字表示の対象者募集（決定）

④　点訳・点字作成

⑤　事業の周知

質問３　今後の予定について、お聞かせください。

２　国税犯則取締法第１条第３項に基づく照会（閲覧申請）の対応について（一宮市提出）

【要旨】

議題に掲げた税務情報の照会又は賦課資料等の閲覧申請に対し、どのように対応されているかお伺いします（以下の１～４からお選びください)。

１．一律に応じている。

２．一律に拒んでいる。

３．照会内容によってその都度対応を変えている。

４．その他（　　）

当該照会については、総務省自治税務局企画課長通知「国税犯則取締法第１条第３項に基づく照会について」（H24.2.2 総税企第 16 号）にて対応方法が示されているところですが、それによれば、「守秘義務等によって守られる公益と

国税犯則取締法の要請とを比較考量の上、報告するか否かを判断すること」とされております。しかしながら、現実には内偵調査であるが故、照会元(国税査察官)から前記判断を行えるだけの事情を聞きだすことは困難で、税務情報を開示するか否かの判断に苦慮している現状です。そこで、他市の対応状況を参考としたく、今般議題として報告するものです。

なお、当市では、刑事訴訟法第 197 条第２項に基づく照会については、税務情報は（原付等の所有者情報等を除き）原則開示しないという対応をしております。

３　軽自動車税の軽減措置について　（知多市提出）

【要旨】

各市の軽自動車税の軽減措置について、今後の事務の参考とするため、情報交換をお願いするものです。

１　生活保護受給者に対する減免について

（１）減免措置の有無について

（２）減免内容について、１人（１世帯）あたりの減免台数、保有理由による可否決定、福祉事務所の承認といった制限はありますか。

２　身体障害者等に対する減免について

（１）１人あたりの減免台数、自動車税減免者を除くといった制限はありますか。

（２）前年度の減免者に対して文書照会等により、減免を継続するといった便宜を図っていますか。

３　電気自動車等のエコカーに対する軽減措置について

（１）電気自動車等に対する軽減措置について実施されていれば、内容をご教示ください。

（２）電気自動車等に対する軽減措置について検討されていれば、内容をご教示ください。

４　その他